**くらしの情報**

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

**大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画への意見を募集しています**

問い合わせ 農政企画課世界農業遺産未来戦略室 電話23-2281 FAX23-7578

■公表方法

市ウェブサイトでの閲覧

窓口での閲覧

▶市政情報センター（市役所東庁舎1階）

▶市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

▶農政企画課世界農業遺産未来戦略室（市役所東庁舎2階）

■対象

　市民または市内に勤務・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　3月24日（金曜日）～4月12日（水曜日）

■意見の提出方法

　計画に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号）を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Ｅメール、市ウェブサイト応募フォームのいずれかで提出

※匿名、電話の意見には応じられません。

持参の場合

　月曜日～金曜日8時30分～　17時15分（祝日を除く）

　農政企画課世界農業遺産未来戦略室または各総合支所地域振興課に提出

郵送の場合

　〒989-6188

　大崎市古川七日町1番1号

　農政企画課世界農業遺産未来戦略室に郵送（4月12日（水曜日）消印有効）

ファクスの場合

　農政企画課世界農業遺産未来戦略室に送信

Ｅメールの場合

　件名を「大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画への意見」とし、農政企画課世界農業遺産未来戦略室（osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp）に送信

市ウェブサイト応募フォームの場合

　市ウェブサイトにログインし、応募フォームに入力

**4月1日から大崎市犯罪被害者等支援条例を施行します**

問い合わせ 社会福祉課生活相談担当 電話23-9125

　市では、犯罪行為により被害にあった人や、亡くなった人の遺族に寄り添い、警察などの関係機関と連携し、再び平穏な生活を取り戻すことができるよう「大崎市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

　4月1日から、犯罪被害直後に必要な早期の支援を行うため施行します。

給付対象者

　犯罪行為により亡くなった人の遺族である市民、または重傷病を負った市民

対象被害

　条例施行後に発生した犯罪行為による死亡、または１カ月以上の療養を要する被害者

※詳しい内容は、４月1日以降に、市ウェブサイトでお知らせします。

相談窓口の設置

　社会福祉課に相談窓口を設置し、犯罪被害者が直面している問題について相談に応じます。

　必要な情報の提供を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

各種支援金の給付

▶遺族支援金　30万円

▶傷病支援金　10万円

▶死体検案費用支援金　10万円以内（死体検案書料を除く）

※死体検案等にかかった費用が10万円未満の場合は、その実費相当分を給付します。

**障がい者や高齢者を支援します**

問い合わせ 各問い合わせ先

　詳しい内容は、各担当に問い合わせください。

**障がい者向けの支援**

１．福祉タクシー利用助成

内容　1枚600円のタクシー券を月4枚交付

対象　住民税非課税世帯で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかに該当する人

２．心身障害者自動車等燃料費助成

内容　1枚500円の助成券を月4枚交付

対象　住民税非課税世帯で、次のいずれかの要件に該当する人

①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当し、自動車などを所有して運転している人、または障がい者所有の自動車などを運転する同一世帯員

②身体障害者手帳下肢障害3級の人で、自動車などを所有し運転している人

③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級のいずれかに該当する、障がい者のために運転する同一世帯員

１、２共通事項

申込　障がいを証明できる各種手帳、車検証・運転免許証（燃料費助成のみ）、本人または申請者の個人番号が分かるものを持参して申し込み

問い合わせ　高齢障がい福祉課障がい福祉担当　電話23-2167

　　　　　　各総合支所市民福祉課

３．障がい者が利用する軽自動車税などの減免制度

内容　一人に付き対象となる車1台、軽自動車税（種別割）や自動車税（種別割）を減免

※前年度に減免を受けた人には、申請書を郵送します。

■軽自動車税（種別割）の減免

申請期間　5月15日（月曜日）～24日（水曜日）

申請方法　車検証、各手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類（運転免許証など）を持参して申請

問い合わせ　税務課市民税担当　電話23-2148

　　　　　　各総合支所市民福祉課

■自動車税（種別割）の減免

　北部県税事務所へ問い合わせください。（電話91-0705）

**在宅高齢者向けの助成**

４．住宅改修費の一部補助

内容　手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り替えなどの経費の90パーセント（最大支給額18万円）を補助

対象　次の全ての要件を満たす人

①市内に住所を有し、要介護や要支援認定を受けていない65歳以上の人

②世帯全員の住民税が非課税の人

③他の補助制度などで住宅改修を実施していない人

定員　先着10件程度

問い合わせ　高齢障がい福祉課介護保険担当　電話23-6125

５．高齢者福祉有償運送利用助成

内容　助成券を月2枚交付し、通院などに利用する福祉有償運送の迎車料金（全額）、乗車料金の乗車距離1キロメートルごと（待機料金は10分ごと）に50円を超える額を助成

対象　65歳以上で要介護3～5の認定を受け、交通機関の利用が困難な人

６．高齢者タクシー利用助成

内容　1枚600円のタクシー券を月2枚交付

対象　次の要件を全て満たす人

①世帯員全員が65歳以上の人

②要支援1から要介護5、または事業対象者に認定された人

③世帯全員の住民税が非課税の人

◆1、2、5、6の注意点

　1、2、5、6の助成と、グループタクシー利用助成は重複できません。また、社会福祉施設入所者や3カ月以上入院している人は利用できません。

７．介護用品の購入助成

内容　紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤（介護用品に限る）を購入する助成券の交付

助成額　単身世帯を除く住民税非課税世帯：1カ月当たり2500円、それ以外の世帯： 1カ月当たり 1500円

対象　要支援・要介護認定を受けている、常時失禁状態にある60歳以上の在宅高齢者を介護する家族など

８．軽度の生活援助

内容　①衣類の洗濯、住居の掃除・整理整頓、生活必需品や食材の買物、関係機関との連絡、外出時の付添い②雪かき、草むしり、朗読、代筆、軽微な補修（1カ月12時間まで）

利用者負担額　住民税非課税世帯：1時間100円、それ以外の世帯：1時間200円

対象　世帯員全員が65歳以上で、軽度の生活援助を希望する人

※介護保険の要介護・要支援認定者および事業対象者は、②のみ対象です。

5、6、7、8共通事項

申込　介護保険被保険者証、本人または申請者の本人確認書類（運転免許証など）を持参して申し込み

問い合わせ　高齢障がい福祉課高齢福祉担当　電話23-6085

　　　　　　各総合支所市民福祉課